

2024年-2025年
試験対応版

2級FP対策 暗記復習まとめ集

【どりめざFP合格ネット】

～不動産～

- () の中に適切な言葉を入れてください。
- () の言葉だけでなく、文そのものを暗記してください。

【建築基準法】

- 1 前面道路（前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のもの）の幅員が（ ）である建築物の容積率は、「前面道路の幅員に一定の数値（原則、住居系用途地域では10分の4、それ以外の地域では10分の6）を乗じたもの」と「指定容積率」の2つを比較して、低い方が、容積率の上限となる。
- 2 防火地域に指定された区域内に（①）を建築する場合で、建蔽率の限度が（②）とされている地域（商業地域等）であれば、建蔽率の制限がない。
- 3 防火地域（建蔽率の限度が10分の8とされている地域を除く）内にある（①）又は準防火地域内にある（①）・（②）の場合、建蔽率の限度が10分の1緩和される。
- 4 道路斜線制限は、（ ）用途地域及び用途地域の指定のない区域に適用される。
- 5 （ ）内では、建築物の高さは、原則、10m又は12mのうち当該地域に関する都市計画において定められたものの高さの限度を超えてはならない。
- 6 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、原則、その敷地の全部について（ ）の規制が適用される。
- 7 建築物の敷地は、原則、建築基準法に規定する道路に（ ）接していなければならない。
- 8 建築物の敷地が、容積率・建蔽率の限度が異なる2以上の地域等にわたる場合、容積率・建蔽率の限度は、（ ）に、その敷地の当該地域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計に等しくなければならない。
- 9 建築物の敷地が異なる2つの用途地域にわたる場合、その敷地の全部について、（ ）用途地域の建築物の用途に関する規定が適用される。
- 10 建築基準法42条2項の道路に面している敷地のうち、道路（道路境界線とみなされる線までの間の敷地部分（セットバック部分）は、建蔽率及び容積率を算定する際の敷地面積に算入（ ）。
- 11 道路は、原則、幅員が（①）以上でなければならないが、（①）未満でも、建築基準法42条2項により（②）したものは、建築基準法上の道路とみなされる（2項道路という）。
- 12 （①）を除く10種類の用途地域及び用途地域の指定のない区域のうち、地方公共団体の条例で指定する区域内において、日影規制の適用があり、第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・田園住居地域の区域では、軒の高さが（②）を超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物が対象となる。
- 13 防火地域内に耐火建築物を建築する場合、容積率の制限について緩和措置を受けることが（ ）。
- 14 隣地斜線制限は、（ ）を除く10種類の用途地域、用途地域の指定のない区域に適用される。
- 15 カラオケボックス（床面積の合計が10,000㎡以下）は、原則、（ ）に建築できない。